

## 兵庫県大規模小売店舗立地法運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）が定める手続のほか、法の運用に関して必要な事項について定める。

### (市町等への通知)

第2条 県は、法第6条第5項、第8条第7項、第9条第4項又は第11条第3項に規定する届出があったときは、その旨を当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町に通知する。

2 県は、法第5条第1項又は第6条第2項に規定する届出があった大規模小売店舗の敷地境界から1キロメートルの範囲内に県内の他の市町の区域が含まれるときは、その旨を当該市町に通知する。

3 県は、法第5条第1項に規定する届出があった大規模小売店舗の敷地境界から1キロメートルの範囲内に県外の市町村の区域が含まれるときは、その旨を当該区域の法に関する事務を所管する運用主体に通知する。

4 県は、法第5条第1項に規定する届出又は第6条第2項に規定する届出（大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させる変更に係るものに限る。）があったときは、その旨を当該届出に係る大規模小売店舗の所在地を管轄する県民局又は県民センターに通知する。

5 県は、法第5条第1項又は第6条第2項に規定する届出に係る手続が終了したときは、その旨を当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町に通知する。

### (公告)

第3条 法第5条第3項（第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第6条第6項、第8条第3項若しくは第6項又は第9条第3項の規定による公告は、兵庫県公報への登載により行う。

### (縦覧等)

第4条 県は、まちづくり部都市計画課において、法第5条第3項又は第8条第3項若しくは第6項の規定による縦覧又は縦覧資料の写しの交付を行う。

2 縦覧時間は開庁日の休憩時間を除く午前9時から午後5時までとし、縦覧期間の計算は暦日を用いるものとする。

3 縦覧資料の写しの交付を請求しようとする者は、様式第1に所要事項を記入し、県に提出するものとする。

4 県は、次に定めるところにより、写しの交付を請求する者からその作成に要する費用を徴収する。

(1) 費用の徴収は、写しを交付する前に行う。

(2) 費用の額は、情報公開条例施行規則（平成12年兵庫県規則第29号）の定めるところによるものとする。

5 県は、縦覧期間満了後においても、縦覧資料の閲覧又は写しの交付の請求があったときは、その対応を行う。

### (軽微な変更)

第5条 設置者は、法第6条第2項の規定による届出を行う場合であって、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）第8条に規定する軽微な変更該当するものとして届け出ようとするときは、当

該届出の際に様式第2によりその旨を申し出るものとする。

- 2 県は、前項の申出があった場合において、これを認めるときはその旨、認めないときはその旨及び理由を設置者に通知する。
- 3 県は、前項において軽微な変更該当すると認めた場合、第1項の申出及び前項の通知を当該通知の日から法第5条第3項の規定による縦覧が終了するまでの間縦覧に供する。
- 4 県は、第2項において軽微な変更該当すると認めた場合、第2条第5項の規定にかかわらず、市町への通知を行わない。

#### (説明会の開催)

第6条 設置者は、説明会の開催公告を行う日の1週間前までにその内容についての資料を県に提出するものとする。

- 2 県は、省令第11条第1項ただし書の規定に基づき、相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合は、次の計2回説明会の開催を求める。
  - (1) 平日の午前10時から午後5時までの時間帯に1回
  - (2) (1)と異なる平日の午後7時から午後10時までの時間帯又は土曜日、日曜日若しくは祝祭日のいずれかに1回
- 3 県は、特に必要があると認める場合は、前項に加えて1回説明会の開催を求める。
- 4 県は、前2項の規定により複数回説明会の開催を求める場合、その旨を設置者に通知する。

#### (敷地内掲示及びインターネット利用による説明会)

第7条 設置者は、法第6条第2項の規定による届出を行う場合であって、省令第11条第2項の規定により同条第1項の方法による説明会を開催する必要がないものに該当するものとして届け出ようとするときは、当該届出の際に様式第3によりその旨を申し出るものとする。

- 2 県は、前項の申出があった場合において、これを認めるときはその旨、認めないときはその旨及び理由を設置者に通知する。
- 3 県は、前項において省令第11条第1項の方法による説明会を開催する必要がないと認めた場合、第1項の申出及び前項の通知を当該通知の日から法第5条第3項の規定による縦覧が終了するまでの間縦覧に供する。
- 4 設置者は、省令第11条第2項の方法による説明会を開始しようとする日の1週間前までにその内容についての資料を県に提出するものとする。

#### (説明会の公告方法)

第8条 省令第12条第3号の規定による県が適切と認める方法は、当該店舗敷地内の見やすい場所に掲示することに加え、次のいずれかの方法とする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にチラシを折り込む方法
- (2) チラシを戸別に配付する方法
- (3) 近隣の自治会の掲示板にチラシを掲示する方法
- (4) 近隣の自治会にチラシを回覧する方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか県が適切と認める方法

#### (説明会を開催することができない場合)

第9条 設置者は、省令第13条第1項の規定に該当する事由により説明会を開催することができない場合は、その旨を様式第4により県に申し出るものとする。

- 2 県は、前項の申出があった場合において、これを認めるときはその旨、認めないときはその旨及び理由を設置者に通知する。
- 3 前条の規定は、省令第13条第2項第3号の規定による県が適切と認める方法について準用する。

(説明会の開催報告)

第10条 設置者は、説明会の開催を終了した日から1週間以内にその結果を県に報告するものとする。

(県の意見等)

第11条 県は、法第8条第4項の規定により県の意見を述べ、又は意見を有しない旨を通知しようとするときは、まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会の意見を聴くものとする。この場合、県は兵庫県大規模小売店舗立地法連絡会議において、あらかじめ協議するものとする。

- 2 県は、前項の意見を有し、これを述べる場合は当該意見、意見を有しない場合はその旨を設置者に通知する。

(届出を変更しない旨の通知)

第12条 設置者は、法第8条第7項の規定により変更しない旨の通知を行うときは、様式第5を用いて行うものとする。

(勧告等)

第13条 第11条第1項の規定は、法第9条第1項の規定による勧告について準用する。

- 2 県は、前項の勧告をするときは、その旨を設置者に通知する。

(公表)

第14条 第11条第1項の規定は、法第9条第7項の規定による公表について準用する。

- 2 前項の公表は、兵庫県公報への掲載、記者発表その他の県が適切と認める方法により行う。
- 3 県は、公表を行った場合、その旨を設置者に通知する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

縦覧資料写し交付請求書

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

請求者 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
連 絡 先 \_\_\_\_\_

請求する縦覧資料の名称	
大規模小売店舗の名称	
請求する箇所	
請求枚数	・各 1 部 ・その他 ( )
使用目的	

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

(氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名)

(住所)

### 軽微な変更の申出

下記の店舗に係る変更の内容は、大規模小売店舗立地法施行規則第 8 条に規定する軽微な変更<sub>に該当するものとして申し出ます。</sub>

### 記

**1 大規模小売店舗の名称及び所在地**

名 称 :

所在地 :

**2 変更事項**

変更前 :

変更後 :

**3 申出を行う理由**

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

(氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名)

(住所)

### 説明会の方法の申出

下記の店舗に係る変更の内容は、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定による同条第1項の方法による説明会を開催する必要がない場合に該当するものとして申し出ます。

### 記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：

所在地：

#### 2 申出を行う理由

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

(氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名)

(住所)

### 説明会を開催できない旨の申出

下記の店舗について、大規模小売店舗立地法施行規則第13条第1項の規定に該当する事由により説明会を開催することができないので申し出ます。

#### 記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称：  
所在地：
- 2 申出を行う理由
- 3 説明会に代えて届出等の内容を周知する方法

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

(氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名)

(住所)

### 大規模小売店舗の届出を変更しない旨の通知

下記の店舗について、令和 年 月 日付け都計第 号で述べられた意見に対しては、同意見に基づく変更は行いませんので、大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定により通知します。

#### 記

#### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：

所在地：

#### 2 変更しない理由